

令和4年3月10日

保護者 様

京都府立西乙訓高等学校
校 長 長谷川 泰三

新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置再延長に係る対応について

平素は本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、また、新型コロナウイルス感染拡大防止についても御協力をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に係る京都府におけるまん延防止等重点措置期間が、令和4年3月21日(月)まで再延長されることとなりました。この間、オミクロン株の急速な拡大に伴い、全国的に10代以下の感染者数が急増していることから、これまでのデルタ株と比べ感染性・伝播性が高いといったオミクロン株の特性を踏まえた感染拡大防止対策を引き続き徹底していく必要があります。

つきましては、3月10日(木)から3月22日(火)までの期間、引き続き、下記の対策を徹底し学校教育活動を継続いたします。御家庭においても、感染拡大防止に向けて御対応いただきますよう、一層の御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 学校教育活動の制限について

- (1) 感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は行いません。ただし、指導計画上、活動内容、実施時期の変更ができない場合は、生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」を避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間を絞るなど、感染防止対策を十分に講じた上で実施します。
- (2) 学校外の者が参加して行われる校内での活動(発表会、公開授業、交流授業、授業参観など)は行いません。ただし、外部講師による授業や講演は感染症対策を徹底し実施する場合があります。
- (3) 校内外での他校生との交流は行いません。
- (4) 校外での教育活動は実施しません。ただし、教育課程内の活動(授業・学校行事等)で、不特定多数の人と接触しない、活動場所が近隣であるなど、感染リスクが極めて低いと判断できる場合であつて、かつ、指導計画上、活動内容、実施時期の変更ができない場合は、実施することがあります。
- (5) 宿泊を伴う教育活動は行いません。
- (6) 部活動について

参加者は本校生徒のみ、活動場所は原則校内で、活動時間は平日・休日ともに個人の活動時間が2時間以内の中で、各部の練習計画に基づいて活動し、なるべく個人での活動や少人数で実施するなど、部活動を起因とした濃厚接触と思われる生徒が特定されたり、集団での感染が発生することのないよう十分に配慮して行います。練習試合等を行いませんが、公式戦(大会等)については、全国大会・近畿大会及びそれらにつながる大会が実施される場合は、参加を認めることとします。また、活動中等のやむを得ない場合を除いては、登下校時も含めてマスクを着用するとともに、特に部活動終了後は、速やかに下校、帰宅し、帰宅後の感染防止も徹底してください。

なお、文化系部活動で学校が単独で開催する発表会等については、府教育委員会と協議し、その開催の可否を決定します。

活動への参加については、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の有無にかかわらず、本人の意志及び保護者の理解を得た上で行うこととしていますので、活動の参加が難しい場合は、顧問まで御相談ください。

2 臨時休業について

今後の感染者の発生状況や濃厚接触等による自宅待機生徒の数などにより、学校の全部又は一部(学級単位・学年単位)を臨時休業とする場合がありますので、御承知おきください。

感染しない・感染させないために

1 生徒の皆さんへ

- (1) 検温を含む登校前の健康観察を行うこと。発熱、咳、喉の痛み等の症状及び体調不良等がある場合は、決して無理をせず、自宅で休養すること。
- (2) 密の回避、正しい手洗い、マスクの着用を徹底し、公共交通機関内では会話を控えること。
- (3) 更衣室、部室など、室内で人が集まりやすい場所では特に密集しないように気をつけること。また、更衣は、基本的にはマスクを着用し、会話をせずに行うこと。
- (4) 1 m以上の身体的距離の確保に努め、また、近距離での大声での会話は控えること。
- (5) 食事は向かい合わずに静かにとり（黙食）、食後はすぐにマスクを着用すること。
- (6) 下校時は、生徒同士で飲食や寄り道をせず、まっすぐに帰宅すること。また、帰宅後は、十分な手洗いを行うなど感染予防を徹底すること。
- (7) 不要不急の外出は避けること。
- (8) 感染者、濃厚接触者、ワクチン接種を行わない人、医療従事者及びその家族に対して差別・偏見・いじめ・SNS等による誹謗中傷を絶対に行わないこと。また、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をすること。

2 保護者の皆様へ

- (1) 御家庭においても基本的な感染防止対策を行っていただくとともに、人権侵害につながることをないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう御指導ください。
- (2) お子様の日常的な健康観察を行っていただき、登校時に発熱、咳、喉の痛み等の症状及び体調不良等の症状がある場合は、自宅で休養させてください。また、御家族に発熱、咳、喉の痛み等の症状及び体調不良等の症状がある場合には、登校を控えさせてください。それらの場合、必ず朝の時点で休む旨の一報を学校に入れ、後日登校したら速やかに所定の届けの提出を行うようにお願いします。「出席停止」の取り扱いとします。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の疑いが判明した場合（※）は、土日祝日を含め、速やかに学校まで御連絡ください（連絡先は本文書の最後に記載しています）。

※本人がPCR検査を受検することとなった場合、本人・家族が濃厚接触者と判明した場合、家族がPCR検査等を受検することになった場合は、自宅にて待機していただき、本人・家族のPCR検査等の結果が判明した場合は、速やかに必ず御報告をお願いします。

3 その他

- (1) 発熱が続くなど感染が疑われる場合は、身近な医療機関（地域の診療所・病院）又は夜間や医療機関の休診、かかりつけ医がいない方は、専用窓口〔きょうと新型コロナ医療相談センター：（京都府・京都市共通）電話075-414-5487〕へ御相談いただき、指示に従ってください。
- (2) 今後の感染状況等により、予定が変更されることがありますので、学校からの連絡には十分に御留意ください。緊急連絡の場合、学校ホームページ、PTAお知らせメールでお知らせします。
- (3) 御不明な点等がございましたら、学校まで御連絡ください。

学校連絡先：075-955-2210 8時30分～17時00分（平日のみ）